第3回今治市市民が真ん中検討委員会 議事録概要

- 1 日 時 令和4年2月16日(水) 10:00~12:00
- 2 場 所 今治市役所 第一別館 11 階特別会議室 1 号
- 3 議事
 - 1. 開会(あいさつ)
 - 2. 本会議の公開について
 - 3. 議事「市民参画の制度について」
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 「市民の定義」意見まとめ
 - (3) 「市民の定義」(案)の策定
 - (4) 「市民の役割」
 - (5) 「市の機関」の定義
 - (6) 「市の機関」の役割、責務
 - 4. 事務連絡
 - 5. 閉会
- 4 出席者
 - (1) 市民が真ん中検討委員 (欠席2名)
 - 一班 前田 眞 委員
 小山田 弘憲 委員
 長谷部 眞一 委員
 安部 有里子 委員
 - 二班 井手 克彦 委員島崎 義弘 委員山内 奈々 委員 (リモート参加)千々木 涼子 委員
 - (2) 事務局

今治市市民生活課 課長 竹谷 公明 今治市市民生活課 市民生活係長 岡本 由利香

事務局

時間が参りましたので、ただいまより第3回市民が真ん中検討委員会を開会いたします。

本日の司会を務めます、市民生活課の岡本です。よろしくお願いいたします。 開会にあたり、市民生活課長の竹谷よりご挨拶申し上げます。

市民生活課長

(あいさつ)

事務局

会議に先立ちまして資料の確認をいたします。

お手元の資料をご確認ください。

(資料確認)

資料は前方の画面にも表示しますので、見やすい方をご覧ください。

本日の予定は、議事別紙のスケジュールのとおりです。

審議の進行具合によっては、議事の一部は次回に持ち越しとすることもありますので ご了承ください。

今回は、第3回の委員会開催となります。

なお、今回は矢野委員と村上委員がご欠席、山内委員が途中からリモートでのご参加です。

リモート参加の委員はご発言のタイミングがつかみづらいようなこともあるかもしれ ませんが、フォローしながら進行いたしますので、どうぞご協力をお願いいたします。

事務局

(委員定足数の確認)

10 名中 8 名の委員にご出席いただいており、定員数の半数を超えておりますので、本審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

事務局

(司会を議長へ)

それでは、今治市の諮問機関の慣例として、会長が議長を務めることになっております ので、前回に引き続き、これからの進行を会長にお願いしたいと思います。

前田会長

では、これよりの司会進行を務めます。

議題2「本会議の公開について」 事務局の方から説明をお願いします。

事務局

本会議の公開及び傍聴については「今治市附属機関の会議の公開及び傍聴に関する要綱」により、会議は原則公開とされております。

また、今治市の「今治市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱」において、 審議会を開催する場合にはその概要を記録した会議録の全文記録または概要をホームページで公開することとなっておりますのでご了承ください。 今治市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱の規定により、会議録の確認 を、議長及び議長の指名した出席委員 1 名以上の署名により行うとありますので、対応 についてご審議をお願いいたします。

前田会長

それではこの会議は公開とし、会議録の署名人は、私と井手副会長でよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

前田会長

異議無しということで、そのように進めます。

前田会長

続いて議事3「市民参画の制度について」に入ります。

前回は主に、市民参画の制度をどのような形にするか、また市民参画の対象となる「市民」とはどういう人かという点について議論しました。

前回から2か月ほど経過していますので、その概要を事務局から説明をお願いします。

事務局

今回の議事を進めるに先立って、前回の「第2回市民が真ん中検討委員会」の内容を取りまとめて振り返り、概要をご説明します。

(資料1 2ページ)

前回はまず、作成する制度の形式を、法的な拘束力のある条例にするか、あるいは拘束力はないがある程度自由に作れる要綱や指針にするかという議論を行いました。

その結果、「参加してくれるための仕組みづくりが重要」であり「形式よりは、どのように趣旨を伝えるか」「いきなり条例を作るのではなく、まずは、作りやすく、状況に応じて修正しやすい指針にしてはどうか」という意見があり、最終的に「指針」という形で策定することになりました。

また、指針の中身については、ひとまず事務局で目次の案を作成し、それに沿って意見 交換を進めていきたい旨をご説明し、ご了承をいただきました。ただし、議論の中で必要 があると判断された場合は随時、追加や削除を行います。

続いて、市民参画を行う「市民」とはどんな人を指すかについて、2つのグループに分かれて議論し、その結果をいったん事務局でお預かりして、文案を作成して第3回、つまり今回お示しすることとしました。

(資料1 3ページ)

策定する指針の目次(案)と、審議の進捗は資料3枚目のとおりです。

本日は、「(1)市民の定義」について、意見のまとめを行い、「(2)市民の役割」「市の機関の定義」「市の機関の役割、責務」について審議を行う予定です。

なお、議論の進捗によっては前後することもあります。

(資料1 4ページ)

続いて資料4枚目「2.「市民の定義」意見まとめ」についてご説明します。

市政に参加する「市民」とはどのような人たちか、2班に分かれて意見を交わしていた だきました。その結果が図のとおりです。

おおむね、どちらの班でも共通した意見が出たのではないかと思います。

事務局の方で、意見を整理させていただきました。

まず、濃いピンクで〇をしている部分は、市民参画の主権者として、どちらの班でも出ている意見です。

主に「居住しているもの(外国人を含む)」「今治市内に通勤・通学している者」「市内の企業や団体」の3者で、これは共通の認識として定義の核となる部分ではないかと思われます。

また、共通の意見の中でも、主権者寄りか、どちらかというと関係者寄りかで意見が分かれた者については青の破線で丸をしています。

「本籍がある人」「納税者またはふるさと納税者」「学生など、転出した人」などです。 最後に、特別なキーワードと思われるものを水色の点線で○をしています。

「これから生まれてくる子供たち」「今治の応援者」「ご縁のある人」「今治を愛している人」など、概念的なものです。

(資料1 5ページ)

これらの意見を、文章にまとめるための前段階として、仮にではありますが、資料 5 枚目に図示してみました。

四重の円の、中心になるほど「今治市」と関係が深い人にあたります。

まず、一番中心の「住民登録のある人」、それから中心から2番目の「居住している人」 「通勤、通学している人」「企業・団体」が市民参画における「市民」にあたるということについては意見が一致しているのではないかと思います。

次に、中心から3番目には先ほどの表で青の点線で〇をしている人たちを整理して入れてみました。受益者や納税者、あるいは、進学や就職で転出していった人、これから移住する予定の方など、利益や税、住所などで関係を有する人たちです。これらの人たちも、場合によっては市民参画の対象になり得るのではないかと思われます

最後の、いちばん外側の円には、先ほど「特別なキーワード」として整理した人たちを入れました。ご縁のある人、ルーツのある人、愛している人、応援者、これから生まれてくる子供たち、など、概念的な、形のないつながりを有する人たちです。

これらの方について、制度の中で市民参画の対象者に含めるのは難しい部分があるのではないかと考え、一段階外側に置きました。というのは、これらの方も参画の権利を有

すると明記した場合、拡大解釈して誰でも市政に参加できるということになるためです。 また、これから生まれてくる子供がどのように参画するのかという問題もあります。

ただし、前回の議論を踏まえると、これらの方を考慮・尊重した市政を行うことで、広 く納得や理解につながるということではないかと判断し、図の中には含めてあります。

これらは事務局の方で整理したものですので、訂正のご意見がありましたらお願いいたします。

以上です。

前田会長

事務局の説明について、意見や質問はありますか。

委員

(意見なし)

前田会長

それでは、ここまでの説明を踏まえて、次の「市民の定義」のまとめに移ります。 事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料1 6・7ページ)

ここまでの意見のまとめを整理して、文章にした案を、資料の6、7に掲載しています。

資料 6 ページに掲載した案は、条例のような形式で詳細に内容を書き込んだものです。 (資料 1 6 ページ音読)

「例えば」と具体例を挙げることで、イメージしやすくしています。

資料 7ページに掲載した案は、シンプルな文章にまとめたものです。 (資料 1 7ページ音読)

いずれも、先にまとめた図をもとに、前半に市民参画の主体となる者である住民や通勤・通学者、企業や団体を。後半に、ケースによって市民参画の対象となることがある者を記載しています。

例外として、前の図の中にあって盛り込んでいないものが「本籍者」です。

本籍、戸籍というものは書面上明確な実態がある一方で、単なる書類上の登記であり、権利や利益を含めた自治体からの影響を何ひとつ受けません。また、市民参画する権利があることを証明するために戸籍謄本等を求めるということもできない、非常にデリケートに扱われる個人情報です。

ただし、自身のルーツとしての意味合いは強く持っていることから、「形のないつながり」の一つとして考慮していってはどうかと思い、この案からは「本籍」の言葉を除きました。

この2つの案について、どちらの形式が良いか、また書き方や内容への修正などについて、ご審議いただきたいと思います。

前田会長

それでは、この案について、各班で意見交換をお願いします。

1班は私が、2班は前回に引き続き、社会福祉協議会の島崎委員に進行をお願いします。

テーブルに、模造紙と付箋とペンを用意していますので自由に使ってください。 10 分ほど各テーブルで意見交換を行ったのち、どんな意見が出たか発表します。

委員

(意見交換)

前田会長

時間になりました。議論を続けるときりのないテーマではありますが、形にしなければなりませんので、各班の意見を発表します。

1班の方では、あまり細かく決めすぎないほうがいいのではないかという意見が出ました。何故なら、細かく決めて一つ一つ具体的に書いてあると、想定外の話が来たときに受け入れが難しくなる、限定されすぎてしまう可能性があるからです。

一方で、そうやって細かく決めていないと安心できない、意見をかき回す人が出てくるかもしれないという心配もあります。

しかし、どちらかといえば、定義は端的であって、多様な人が参加しやすい方がいい。 求められるのは、建設的な意見を言ってくれる人です。「パブリックシチズン」、市民で あっても「公人」というか、そういう人が必要だということが理念の方で定義されている 必要があるのではないかというのが一つの意見です。

もう一つは、市域にとらわれない人の参加も認めていくことです。すると隣の西条市や 尾道市などの人の意見も聞けるようになります。

そういうことから、案2の方が良いという意見になりました。

島崎委員

2班の方も良い議論ができました。

資料5ページの図がわかりやすいというところから始まり、資料6ページの案1の市民参画の主体について、ステークホルダーが参画していくというのは指針だからこそ入れられる部分だという話をしました。

最終的には私たちのグループも7ページの、案2の流れの方がしなやかではないかという意見になりました。

先日、宝島社の「田舎暮らしの本」で今治がシルバー世代、子育て世帯が住みたいまちナンバー1、若者世代や単身者ではナンバー2になりましたが、やはり開かれたまち、市民参画できるまちづくりということをアピールすることによって、もっと今治市に移住したい人たちが来るのではないかと思います。また、千々木委員からは、もしかすると、これから今治に移住したいという方は、今治市で生まれ育った方以上に、今治の政策や子

育て、病院といった色々な事に興味を持っているかもしれないという、大事な意見もありました。

だからこそ、そのあたりを広げていくのは有用ではないかと思います。

前田会長

ありがとうございました。

それでは案2を採用してとりまとめることでよろしいでしょうか。細かい文言などについてはいかがですか。

小山田委員

1項目の、「企業・団体」の他に、たとえばインターネット上のグループ、SNS 上のグループなども含められるように「企業・団体『等』」と「等」を入れてはどうでしょうか。

前田会長

グループ、団体というと、規約や会則などがあるということで定義づけができますが、たとえばボランティアグループのように規約も何もないけれど集まって活動するというグループ、あるいはインターネットで議論するグループなども、この「団体」に含むことが考えられますね。

それを踏まえ、「今治市政に参加する意思のある個人または企業・団体『等』」と、「等」 をつけてはどうかという、このご意見についてはいかがでしょうか。

委員 (異議無し)

前田会長

では、事務局はその点について修正するようにお願いします。

事務局

はい、そのように修正します。

今、山内委員がリモートで参加されました。 (山内委員に対し、議事の進捗を説明)

前田会長

それでは、次の議事である「4. 市民の役割」に移ります。 事務局から説明をお願いします。

事務局

「4. 市民の役割」についてご説明します。

本日の主な審議項目となりますので、ゆっくり時間をかけてご検討いただければと思います。

前回の最後に、少し導入として説明や意見交換を行いましたのでまずはその振り返り をいたします。

(資料1 8ページ)

市民参画とは、市民が主体となる制度であることから、ここまで、まずはその「市民」が誰なのか、ということをまず定めました。

次に審議していただくのは、市民はどういう役割を持って参画するのかという、姿勢や 立ち位置を明確にする部分にあたります。

例えば、まちづくりや市民参加について定める「今治市市民が共におこすまちづくり条例」では「市民は、まちづくりに対する理解を深め、自発的で自主的な市民活動への参加及び協力に努めるものとする。」と定めています。

今回作るのは指針ですので、もう少し柔らかい言い方や、もっと詳しく丁寧な言い方を することも可能です。

(資料1 9ページ)

資料9ページには他の自治体の市民参画の制度から、市民の役割について定めた部分を参考として抜粋しています。

たとえば、愛南町では2項目に「特定の者の利益にならないよう町全体の利益を考慮しなければならない。」と定めています。

明石市では、第1項で「市民は、自治の主体として」と、主体であることを明言しているほか、第3項では「現在及び将来における明石市全体の利益を考慮し」、と、未来のことについても言及しています。

熊本県や四街道市では、責任や相互の尊重といった言葉を盛り込んでいます このあたりは、各自治体の姿勢や考え方がはっきり出る部分ではないかと思います。

(資料2 10ページ)

また、前回、この項目を審議するための前提として、前田会長から「私益」「共益」「公益」についての考え方をお示しいただきました。

私益は個人の利益、共益は組合など一部の共同体の利益、公益は全体の利益です。

市民参画について考える場合は今治市全体の「公益」を考慮することが前提となります。しかし公益・共益・私益の境界の区別は実は難しいことから、公正さや、お互いを思う気持ち、支えあう気持ちで「公益」に近づけていくことが大事なのではないか、目の前にいる人だけではない、その外にいる人をイメージすることが大切というお話でした。

この「目の前にいる人以外の人」については、先に「市民の定義」の議論の中で挙げられたさまざまな「市民」がヒントになるのではないかと思います。

(資料1 11ページ)

ここまでの話を踏まえ、今治市における市民参画では、市民がどういう立場で、どんな 役割を担って参画するかということについて、ご意見をお願いいたします。

今回も、前回同様、委員のみなさまに文章を作っていただく必要はありませんので、前回の「市民の定義」のように、アイデアや意見をどんどん出していただいて、事務局にて整理、集約してとりまとめ、また次回に案をお示しする予定です。

前田会長

事務局の説明について、質問やご意見はありますか。

委員

(意見・質問なし)

前田会長

では、各班で、このテーマについて意見交換を行いましょう。 20 分間、意見交換を行ったのち、どんな意見が出たか発表します。

委員

(意見交換 20分)

前田会長

時間が来ましたので各班の意見の発表をお願いします。

島崎委員

2班では市民の役割について、資料11ページの3つのキーワードをもとに話をしました。

まず「どのような立場で」ということについては、町の主体であること、自主的・自発的、ということですね。

徳永市長が掲げる「市民が真ん中」という言葉があります。これからはより一層、この言葉を推進し、市民に浸透させていくことが大事です。

自発性やボランタリーな観点からは、「私(わたし)」としての、個人個人の意見がとても大事です。それを「私たち」の意見にし、点から面を作っていくような活動になればいいと思っています。

また、「責任」という言葉を使うとハードルが上がり、しんどくなるのではないかという意見がありました。「主体的」であることに魅力を感じられるようになると良いという意見も出ました。

次に「どのような理念で」ということについてです。

「公益性」という言葉が重いので、それをゆるやかな表現にしてはどうかというところから話を始めました。「広がり」「市全体の利益」「それぞれの住みやすさ」「暮らしやすさ」といった柔らかい言葉に言い換えて、若い方や子育て中の世代にも伝えていくことが大事ではないかとの意見になりました。

「公益性」とは、自分に関係なくてもみんなの利益になる、ということです。

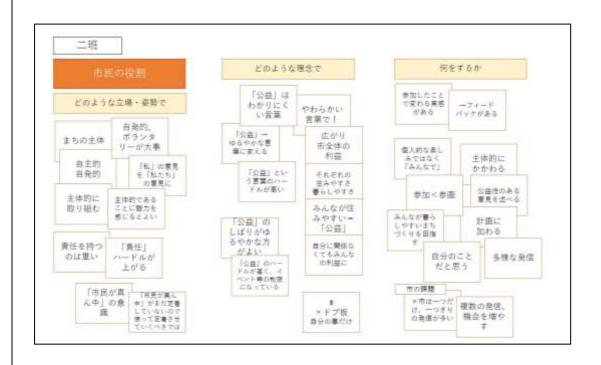
例えば、私は今ここにオレンジリングを持っていますが、これは認知症サポーターであるという印です。介護を実際にしていない人にとって、認知症の事はわりと他人事ですが、これもみんなが関心を持っていく事から始まります。反対に、子育ての終わった高齢者世代にとっては、子育てのことはあまり関係ないかもしれませんが、それをみんなの、「私たち」の事にしていくこと、広げていく事が大事なのではないでしょうか。

そして「何をするか」ということについてです。

やはり、個人的な楽しみではなく、「みんな」のものにしていくということです。主体的に関わることで、みんなが暮らしやすいまちづくりを目指すことです。

参加と参画の違いについても確認し、参加するだけでなく参画していくことが大事であるという意見になりました。参画というのは計画作りから参加していくことですね。

それから、発展的な議論として、多様な発信の仕方が今後大事になってくるという話に もなりました。たとえば高齢者の情報源はテレビかもしれないけれど、若い人は SNS で あったり、またラジオ等であったりします。いろんな発信の方法によって、これも点ではなく面を作っていかなければいけません。これは次の議題につながる部分かと思います。



前田会長

一班の方でも、市民の役割について話をしました。

住民参加に関しては、住民と住民、あるいは市民と行政といった関係がありますが、今は、いわゆる市民「参加」の形であり、上位下達が多く、市民の意思が反映されていない印象があります。

市民参加というよりは、行政参加という形ができればよい、また住民自治の主体となるように、市民が主体的に活動できれば良いとも思います。

「責任」や「立場」といったものはとても多様なので、義務としてとらえてしまうと発言しにくくなります。そういうものを取り払った上で、自由に意見が言えないといけません。ちゃんとものを言う権利を保障された中で、フリーな立場を守った上で自由に意見を言える環境にしていくことが大事です。

もう一つは、言うことだけではなく聞くことの重要性です。聞く立場の人が静聴し意見をしっかり聞く環境があれば、言う立場の人はちゃんとものが言えるようになります。発言を封じるような動きになってはいけません。

そうなると、多様な意見が出てくる可能性があります。そういう場合に、入り口の議論をしてしまいがちです。入り口で意見を整理しようとしてしまうんですが、そうでなく、出口で整理することを考えなければいけません。多様な意見が出た中でみんなが協議し、大事なことを出口で整理して、外に出していくことが出来るのが望ましい。

日本の大学は入る試験が一番大変だけれど、アメリカの大学は卒業するのが難しい、という話があります。そのように、入口と出口をしっかり考えていくことが大事ではないか、それが信頼を得ることにつながっていくのではないかという意見でした。

例えば、地域課題を解決しようとするときに、ボランティックな活動で解決してもいい

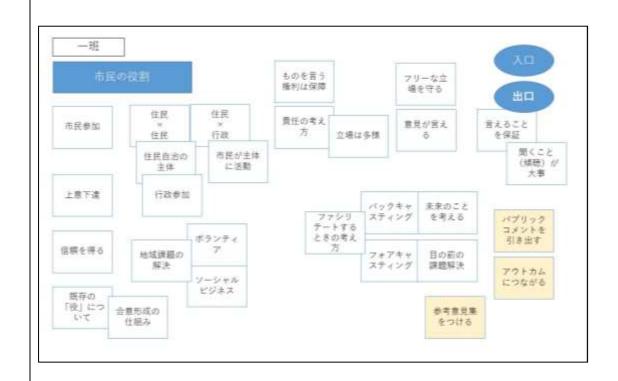
し、ソーシャルビジネス的な形で解決しようとする人もいるかもしれない。まずはその両方の意見を同じように聞いて尊重しなければいけない。ボランティアだから大事ということではないし、ビジネスだから自分の利益のためということでも決してありません。

みんなが配慮していくことが大事なんだという意見がありました。

そして出口を保証して議論する上での考え方として、バックキャスティング、フォアキャスティングという方法があるという話をしました。フォアキャスティングは目の前の課題を解決していくこと、バックキャスティングは将来のあるべき姿から逆算して今の課題に取組んでいくことです。

また、意見をすべて出口から外に出すことは難しいので、たとえば今回の指針作りにおいても、策定に関わった人達の参考意見集のような形で書き留めておくことも大事ではないかとの意見がありました。

このような市民の役割がちゃんと認められた後で、パブリックコメントでもみんなが参加しやすい形で意見を引き出せる工夫をしていき、一方通行で終わらないやりかたにつながる形にしたいという話でした。



島崎委員

出口に関する議論はこちらの班でもありました。出た意見がどういう風に反映されたのか、どういう風に表されたのか、ということが大事であると。意見を出してもらったまま放っておくと、結局その意見は使われなかったと受け取られてしまいます。

今後はパブリックコメントの求め方も工夫していくことが大事ではないかという意見でした。

前田会長

市はとりまとめが大変だと思いますが、やはりフリーな立場での発言を大事にしていきたいという話になりますね。

これを基に事務局で文案を作成し、次回の審議会で確認するということでよろしいでしょうか。

事務局

はい、次回にご意見をとりまとめて文案を作成し、あらためてご確認いただきますのでよろしくお願いいたします。

前田会長

続いて、「市の機関」についての審議に移ります。

市民に対する「市の機関」の定義について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料1 12ページ)

「市の機関」についてご説明します。

「市の機関」あるいは「市役所」と言った際に、多くの方は、市役所の庁舎や、その中 にあるいろんな部署や窓口、そこで働く公務員などをイメージされるかと思います。

この「市役所」という組織を簡易的に図示したものが資料 12 ページの樹形図です。

市長をトップとする市長部局と呼ばれるところに、ほとんどの部や課が含まれていますが、実はそのほかにも、教育委員会や、選挙管理委員会などの執行機関があります。

たとえば教育委員会は小中学校など学校教育だけを所管しているのではなく、市内の 図書館や公民館、生涯教育などを所管する社会教育課や、美術館・博物館を所管する文化 振興課、体育施設やスポーツ行事を所管するスポーツ振興課なども幅広く含まれていま す。機構改革の案も出ておりますが、現時点ではこのとおりになっています。

これらも含めて「市の機関」の範囲を明確にしておこうというものです。

(資料1 13ページ)

ただしこの点については、あまり検討の余地がない部分でもあります。

今治市の「個人情報保護条例」における例でも、この樹形図の一番上のところが網羅されています。また、他の自治体においても、おおむね同じです。名称はそれぞれ「実施機関」「町」「市長等」などとしていますが、いずれも同じものを指しています。

(資料1 14ページ)

これらを参考に、「個人情報保護条例」を基に事務局で案を作成しました。

先ほどの行政組織図のトップにあたるところから、もともと市民の代表である「議会」 を除いたものです。

また、個人情報保護条例には市長にカッコ書きで「公営企業の管理者の職務を行う市長を含む」とありますが、この公営企業というのは主に水道局のことで、今治市の場合は市長の職務に含まれていますので、わかりやすさを優先して削除しました。

なお、後で審議する「市民参画の対象となる行政活動」の種類によっては、対象となる 行政活動をそもそも行っていない機関が含まれているということになるかもしれません がそれについては、対象となる行政活動について審議する際に調整したいと思います。

この案についてご審議をお願いいたします。

前田会長

何か意見や質問はありますか。

小山田委員

「市の機関」に、この場のような審議会は含まれますか。

事務局

審議会は市長の附属機関という位置づけです。市長が意見を聞くための機関です。

前田会長

「市長」の中に含まれるということでしょうか。

事務局

審議会は、市の機関の側ではなく、市に意見を述べる市民の側で、市民参画の方法にあたります。市長が、市民の参画を求めるために審議会を開くという形です。

小山田委員

執行機関側でなければ、「市の機関」には入らないということですか。

この一覧にある「公平委員会」は人事委員会にあたるものだと思いますが、例えば、市の職員の労働組合などはどうですか。

市民生活課長

職員組合は、職員が個人的に加入する団体にあたるので、市の組織や執行機関にはあたりません。

事務局

ここでいう「市の機関」は、市民が市政に対し意見を伝える相手として、必要なものを 列挙しているという考え方です。

前田会長

いかがでしょうか。この後の議論で役割や責務についての議論をして、必要があれば振り返っての見直しも可能ということですので、とりあえずこの原案でよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

前田会長

それでは現時点では事務局案のとおりとしたいと思います。

続いて、この「市の機関」の担う役割や責務について検討します。

時間がある限り、この話をした上で、次回引き続き議論したいと思います。

事務局

(資料1 15ページ)

「市の機関の役割、責務」についてご説明します。

先ほど、市民の役割についてご審議いただきました。

その、市民が役割を果たせるように、市の側がどういう姿勢で、どういう責務を負うか ということを定めるのがこの部分になります。

例えば、市民に対して「意見を述べる」役割を求めるのであれば、当然、市の方には、 できるだけ幅広く意見を集め、公平かつ真摯にその意見を受け止める姿勢が求められま す。

具体的な意見の集め方などは別途「市民参画の方法」で定めることができますので、まずはここでは、基本的な部分を定めておきます。

別紙資料2「今治市及び他市の法令・指針における市の役割の記載例」をご覧ください。

今治市市民が共におこすまちづくり条例と、他の自治体の市民参画制度から、市の役割 や責務の関する部分を抜粋しています。

(資料2 音読)

自治体によって書き方はさまざまですが、基本的には「市民参画の機会の提供」「市政 に関する情報の提供」などに努めることが記載されています。

(資料1 16ページ)

「市民の役割」については本日議論いただいたため、資料には反映されておりませんが、市民の役割に対し、市はそれを果たせるようにする責務があるという関係性を整理したものです。

ただし、必ずしもこの対称関係が成立しなければならないものでもありません。 市の機関の役割、責務について考えるヒントになればと思います。 以上です。

前田会長

それでは市の機関について、各班で意見交換に入ります。

委員

(意見交換 20分)

前田会長

時間になりましたので、各班の意見発表に移ります。

前田会長

市の機関の役割について、一班で意見交換しました。

最初に、市だけが責務を負うということは、なくてもよいのではないかという話をしました。市も、市民に対し対等な立場で意見を言えることが大事ではないか、という意味です。

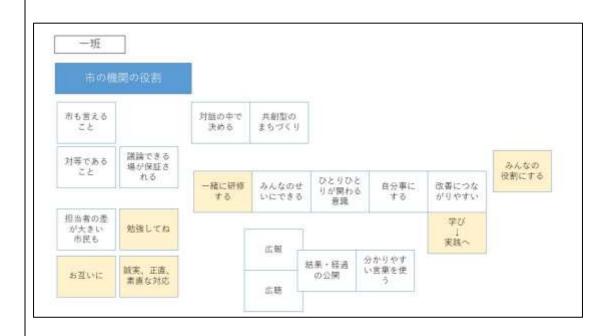
お互いがちゃんと議論できる場が保証されることと、対話の中で決めることが大事です。それが協創型のまちづくりにつながっていきます。決めたことを承認、というのではなく、この審議会でやっているように、みんなで話しあって作っていくことができれば良い。

課題となるのは、市の担当者によって差が大きいということです。担当者によって対応が変わってくるのは問題です。これは市民の側も同様ではあります。お互いに誠実に、正直に対応する環境を作っていかなければなりません。

一緒に研修するなどして、「誰かのせい」にするのではなく、「みんなのせい」にできるような話し合いをすることです。誰かを悪者にすることではなく、一人一人が関っていくことで、いろんな問題を「自分ごと」として、自分の問題として考えられるようになり、そこから改善につながります。学びの実践ということです。

もう一つは、広報広聴に関することです。結果や経過をきちんと公開することで、信頼 につながります。また、わかりやすい言葉を使った方が良いです。

そういう議論をした結果、「市の機関の責務」「市民の役割」というのは、実は区別しなくて良いのではないか、みんなの、共通の役割にしてもよいのではないか、という結論になりました。



千々木委員

2班ではまず、市民が話し合うための情報を提示してもらうことが何よりも大事だというところから始まりました。

行政について理解するための情報を、なるべくわかりやすく、積極的に、広く、いろんな方法で発信してほしいという事が最初にあります。まず情報があって初めていろいろと参画できます。

それから、他自治体の例にあった「全庁的に推進する」という言葉が非常に良いという 意見でした。どこかの部署だけではなくて、市役所全体で関わってほしいという事に始ま り、現在は担当者ごとに温度差があるという話題になりました。

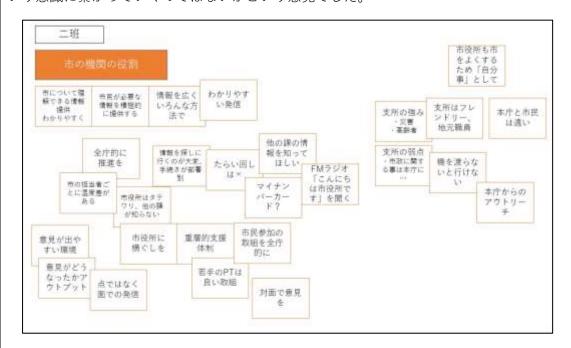
市役所は縦割りで、他の課がどんなことをしているか知らなかったり、支所と本庁で担当している事に違いがあったりします。島しょ部や旧町村部では本庁とのつながりが薄く、また距離もありますので、なるべく横串を刺して、特に生活に関することや住民に関することは庁内で横のつながりをもって、また他の課に関する情報も積極的に知ってほしい、という意見が出ました。

FM ラジオの「こんにちは、市役所です」を市役所の方も聞いてくださっているということですが、より聞いてもらえれば、他の方がどんなことをしているかがわかるのではな

いでしょうか。市の職員も今治市の住民ですので、市を良くするための「自分ごと」として自身の業務ではないことにも積極的に関わってもらう姿勢が大事ではないかと思います。

最終的には、そういう市民参画の取組が全庁的に伝わっていくことで、参画しやすい形になるのではないかという意見がでました。意見の出やすい環境づくりや、対面で意見を聞いてもらえる機会があると、より良いのではないかという話でした。

先ほど一班からも同じ話がありましたが、出した意見が最終的にどうなったかアウトプットをしてもらうこと、またそのアウトプットも点ではなく面での発信、一つの方法ではなくいろいろな形、色々な方法、回数で出してもらうことで、自分たちが出した意見がどうなったのか、反映されているのかということがわかり、より一層、また参加しようという意識に繋がっていくのではないかという意見でした。



前田会長

ありがとうございました。

これらの内容については事務局がまとめて、次回引き続き進めていきたいと思います。

事務局

はい。今回、予定よりも意見交換を前に進めていただきました。 この意見を具体的にとりまとめて次回、お示ししたいと思います。

前田会長

それではこれですべての議事を終わります。ご協力ありがとうございました。 最後に事務局から事務連絡があります。

事務局

前田会長、ありがとうございました。

また山内委員は、オンラインでこちらの音声等が伝わりにくい中、ご参加ありがとうご ざいました。 事務局より事務連絡です。

- ・次回開催日について 次回開催日は4月中旬~後半を予定しております。 現在、スケジュール調整中です。
- ・意見シートについて お手元に、意見を記入する用紙をお配りしております。 ご意見ございましたらご記入の上ご提出ください。

事務連絡は以上です。

市民生活課長

長時間ありがとうございました。 第3回市民が真ん中検討委員会はこれで終了いたします。 本日はありがとうございました。